労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月17日

北陸信越運輸局長　佐橋　真人

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「270,350円」を「281,050円」に、「253,900円」を「264,600円」に、「211,650円」を「222,350円」に、「202,350円」を「213,050円」に改める。

２．北陸信越海上旅客運送業最低賃金第４項中「263,550円」を「272,550円」に、「201,400円」を「210,400円」に改める。

３．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「222,100円」を「233,100円」に改める。

４．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「222,100円」を「233,400円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月16日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

河川法に基づく工作物返還に係る公示

一級河川吉井川水系吉井川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。

令和８年３月17日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　①小型船舶（ＦＲＰ製）１隻

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所

①岡山市東区乙子付近

⑵　当該工作物を除却した日時

①令和８年２月４日９時

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時

①令和８年２月４日10時

⑵　保管の場所　岡山県岡山市東区金岡東町一丁目地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所西大寺出張所資材置場

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第９項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

５　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　占用調整課　電話086―223―5193

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告